

申請受付開始のご案内

高校生等奨学給付金 **通常給付**

奨学給付金は、教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費を支援する制度です。
支給要件を満たす方は、申請により返済不要の給付金が支給されます。

●主な支給要件

1. 基準日（令和8年7月1日）に保護者等が茨城県内に在住していること。
2. 保護者の世帯が、①～④のいずれかに該当すること。

①生活保護（生業扶助(高等学校等就学費)）受給

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は②の対象者として扱います。

②住民税所得割額が 0 円（非課税）

③住民税所得割額が 100 円以上 105,500 円未満（年収目安 270～380 万円）

④住民税所得割額が 105,500 円以上 182,500 円未満（年収目安 380～490 万円）

- ・②～④については、保護者等全員（親権者等）の道府県民税 及び 市町村民税の合算額で判断します。
- ・収入の有無に関わらず保護者等全員の課税額の確認書類が必要となります。
- ※両親（または片方の親）が海外赴任等により、課税額が確認できない場合等は支給対象となりません。

●高校生 1 人あたりの支給額（年額）

区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	32,300円
住民税所得割額 非課税世帯	143,700円	50,500円
住民税所得割額 100 円以上 105,500 円未満	47,900円	16,830円
住民税所得割額 105,500 円以上 182,500 円未満	35,930円	12,630円

（注1）受給を希望する場合は申請が必要です。

（注2）国籍・在留資格等の要件によって受給できる区分が異なります。

（注3）早期給付受給者が、通常給付でも受給認定となった場合は、上記年額から早期給付額を差し引いた差額が支給されます（ただし、差額が5円以下となった場合の支給はありません）。

●申請方法

☆申請後、認定となった場合は、約3か月後に口座振込で給付金を支給します。

受給申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、以下の提出先へ提出してください。

【提出先】※異なる学校に通学する生徒がいる場合はそれぞれの提出先に申請が必要です。

- ・生徒が栃木県、埼玉県、千葉県(一部)の公立高等学校等 又は 茨城工業高等専門学校に在学する場合 ⇒ 在学する学校
- ・生徒が上記以外の公立高等学校等に在学する場合 ⇒ 茨城県教育庁財務課

支給対象確認及び申請書類については裏面に記載



【問い合わせ先】

茨城県教育庁財務課

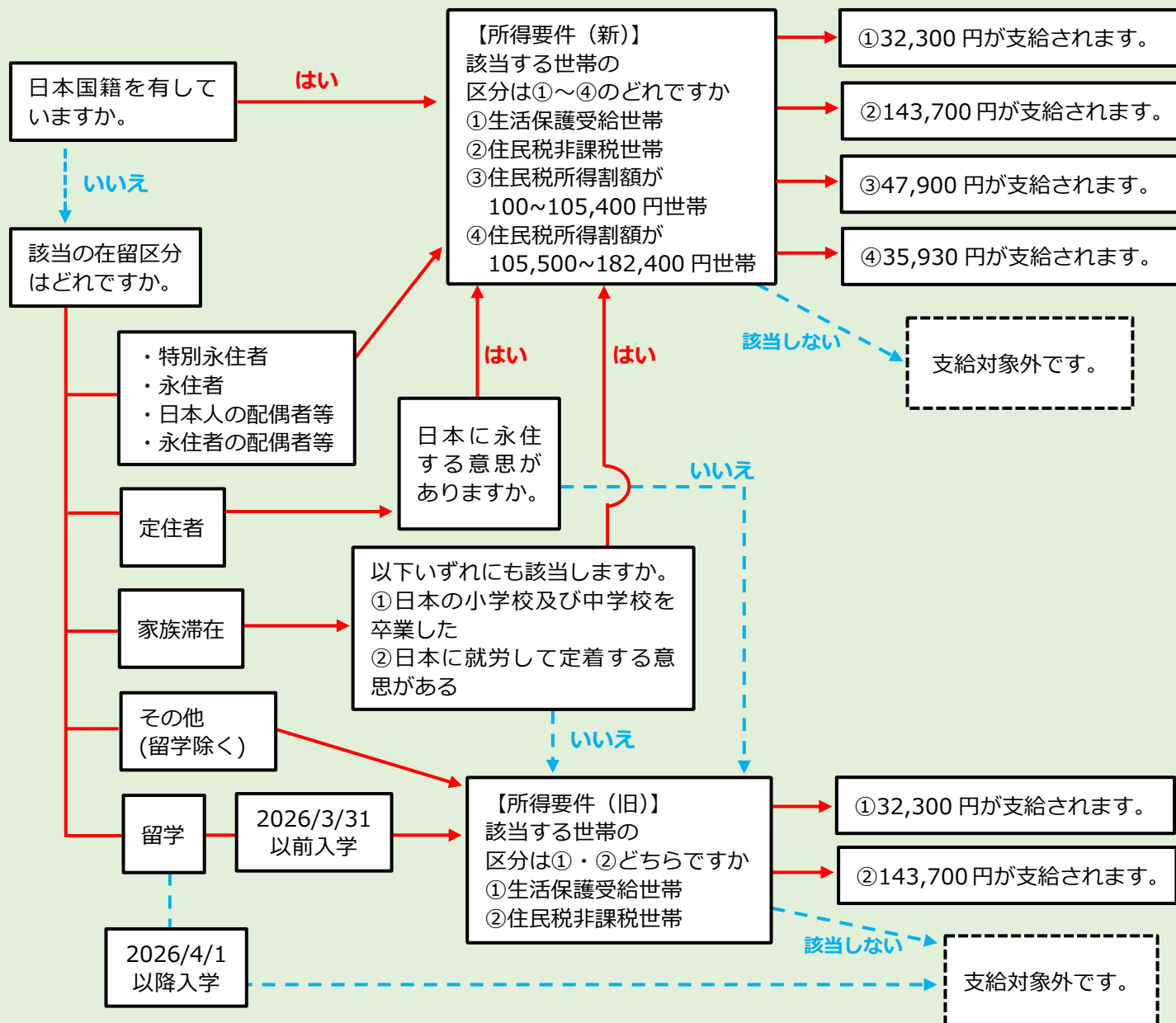
TEL : 029-301-5169

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

(裏面)

<奨学給付金（通常給付）に係る支給対象・金額確認シート>



●申請書類

- 申請者全員
- ・受給申請書
 - ・口座振替依頼書、通帳の写し
 - ・在学証明書（基準日現在在学していることを確認できる書類）

金融機関・支店・口座番号・口座名義が確認できるもの

記載したもの以外の追加書類を提出いただく場合があります。ご了承ください。

日本国籍

- ・生徒の住民票（本籍の記載があるもの）
- ・生活保護(生業扶助)受給 世帯の場合
→生活保護受給証明書（生業扶助の受給が確認できる書類）
- ・住民税所得割額が182,500円未満の世帯の場合
→保護者等全員分の **R8年度** 課税証明書
または、保護者等全員分のマイナンバーが確認できる書類の写し+顔写真付きの身分確認書類(※)

+

日本国籍以外

- ・生徒の在留カードの写し 又は 住民票 等（国籍・在留資格・在留期間の記載があるもの）
- ・生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
→生活保護受給証明書（生業扶助の受給が確認できる書類）
- ・住民税所得割額が182,500円未満の世帯の場合
→保護者等全員分の **R8年度** 課税証明書
または、保護者等全員分のマイナンバーが確認できる書類の写し+顔写真付きの身分確認書類(※)

(※) 在学する学校経由で申請する場合、身分確認書類は提出不要です。